

三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例

平成二十五年三月二十九日
三重県条例第十七号

※指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の
施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和3年三重県条例第22号)による改正後

三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
をここに公布します。

三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例

(趣旨)

第一条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号。以下「健康保険法等一部改正法」という。）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「旧法」という。）第百十条第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第二条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、当該要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って指定介護療養施設サービスの提供に努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(従業者)

第三条 療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護療養型医療施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 医師

二 薬剤師

三 栄養士又は管理栄養士

四 療養病床に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は、当該病棟の一部。以下「療養病床に係る病棟」という。）に置くべき

看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。）

五 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員

六 理学療法士

七 作業療法士

八 介護支援専門員

2 療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 医師

二 療養病床に係る病室に置くべき看護職員

三 療養病床に係る病室に置くべき介護職員

四 介護支援専門員

3 老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等一部改正法附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下この項及び第六条において同じ。）を有する病院である指定介護療養型医療施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 医師

二 薬剤師

三 栄養士又は管理栄養士

四 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員

五 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員

六 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士

七 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者

八 介護支援専門員

4 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5 前各項に定めるもののほか、従業者の員数その他従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

（設備）

第四条 療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設には、食堂及び浴室を設けなければならない。

2 前項の指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、規則で定める基準を満たさなければならない。

第五条 療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設には、食堂及び浴室を設けなければならない。

2 前項の指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、規則で定める基準を満たさなければならない。

第六条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設には、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を設けなければならない。

2 前項の指定介護療養型医療施設の病室、廊下、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室については、規則で定める基準を満たさなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第七条 指定介護療養型医療施設の開設者は、指定介護療養施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入院申込者又は当該入院申込者の家族に対し、第十八条の重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制その他の入院申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定介護療養施設サービスの提供の開始について当該入院申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院申込者又は当該入院申込者の家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、当該文書に記すべき重要事項を規則で定める方法により提供することができる。

(提供拒否の禁止)

第八条 指定介護療養型医療施設の開設者は、正当な理由がなく、指定介護療養施設サービスの提供を拒んではならない。

(入退院)

第九条 指定介護療養型医療施設の開設者は、長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、指定介護療養施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院申込者の数が入院患者の定員の数から入院患者の数を差し引いた数を超過している場合は、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、指定介護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入院申込者を優先的に入院させるよう努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院申込者の入院に際しては、当該入院申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入院申込者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等（介護保険法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定介護療養型医療施設の医師は、適時、入院患者の療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと判断した場合には、当該入院患者に対し、退院を指示しなければならない。

5 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の退院に際しては、当該入院患者又は当該入院患者の家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、退院後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第十条 指定介護療養型医療施設の開設者は、法定代理受領サービス（旧法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費（同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下この項において同じ。）が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護療養施設サービスをいう。次項において同じ。）に該当する指定介護療養施設サービスを入院患者に提供した際には、当該入院患者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。次項において同じ。）の一部として、当該指定介護療養施設サービスについて同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護療養施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護療養施設サービスに要した費用の額とする。次項において「施設サービス費用基準額」という。）から当

該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護療養型医療施設の開設者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービス入院患者に提供した際に当該入院患者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設の開設者は、前二項の規定による支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を受けることができる。
- 4 指定介護療養型医療施設の開設者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又は当該入院患者の家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入院患者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第十一条 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者に係る施設サービス計画に基づき、当該入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入院患者の心身の状況等に応じ、当該入院患者の療養を妥当かつ適切に行わなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設の開設者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、入院患者又は当該入院患者の家族に対し、療養上必要な事項について指導し、又は説明しなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為（以下この条において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 指定介護療養型医療施設の開設者は、前項の緊急やむを得ない場合において身体的拘束等を行ったときは、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定介護療養型医療施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（次条第六項及び第二十五条の二において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

- 7 指定介護療養型医療施設の開設者は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第十二条 指定介護療養型医療施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計

- 画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第十七条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、入院患者に係る施設サービス計画の作成に当たっては、当該入院患者の日常生活全般を支援する観点から、当該指定介護療養型医療施設の所在する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を施設サービス計画に含めるよう努めなければならない。
 - 3 計画担当介護支援専門員は、入院患者に係る施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、当該入院患者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて当該入院患者が現に抱える問題点を明らかにし、当該入院患者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
 - 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下この条において「アセスメント」という。）に当たっては、入院患者及び当該入院患者の家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入院患者及び当該入院患者の家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
 - 5 計画担当介護支援専門員は、入院患者の希望、入院患者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、当該入院患者の家族の希望を勘案して、当該入院患者及び当該入院患者の家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護療養施設サービスの目標及び当該目標の達成時期、指定介護療養施設サービスの内容、指定介護療養施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
 - 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又は当該入院患者の家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。）をいう。以下この条において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - 7 計画担当介護支援専門員は、入院患者に係る施設サービス計画の原案の内容について当該入院患者又は当該入院患者の家族に対して説明し、文書により当該入院患者の同意を得なければならない。
 - 8 計画担当介護支援専門員は、入院患者に係る施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を当該入院患者に交付しなければならない。
 - 9 計画担当介護支援専門員は、入院患者に係る施設サービス計画の作成後、当該施設サービス計画の実施状況の把握（当該入院患者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて当該施設サービス計画の変更を行うものとする。
 - 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握に当たっては、入院患者及び当該入院患者の家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、規則で定めるところにより行わなければならない。
 - 11 計画担当介護支援専門員は、規則で定める場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

12 第二項から第八項までの規定は、第九項の施設サービス計画の変更について準用する。

(診療の方針)

第十三条 医師の診療の方針は、次項から第八項までに定めるところによるほか、別に厚生労働大臣が定める基準によらなければならない。

- 2 一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対し、的確な診断に基づき、療養上妥当かつ適切な診療を行うものとする。
- 3 常に医学の立場を堅持して、入院患者の心身の状況を観察し、当該入院患者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果が見込めるよう適切な指導を行うものとする。
- 4 常に入院患者の病状及び心身の状況並びに置かれている環境等の的確な把握に努め、入院患者又は当該入院患者の家族に対し、適切な指導を行うものとする。
- 5 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして妥当かつ適切に行うものとする。
- 6 特殊な療法又は新しい療法等については、規則で定めるもののほか行ってはならない。
- 7 規則で定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十七項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。
- 8 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師による診療を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

(患者に関する市町村への通知)

第十四条 指定介護療養型医療施設の開設者は、指定介護療養施設サービスを受けている入院患者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 指定介護療養施設サービスの利用の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退院しないとき。
- 二 正当な理由なしに指定介護療養施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 三 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の管理)

第十五条 指定介護療養型医療施設を管理する医師は、医療法第十二条第二項の規定により知事の許可を受けた場合を除くほか、同時に他の病院又は診療所を管理する者であってはならない。

- 2 指定介護療養型医療施設の管理者は、同時に他の介護保険施設、養護老人ホームその他の社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの施設が同一敷地内にあること等により、当該指定介護療養型医療施設の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(管理者の責務)

第十六条 指定介護療養型医療施設の管理者は、当該指定介護療養型医療施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設の管理者は、当該指定介護療養型医療施設の従業者に

第七条から第十四条まで及び次条から第二十六条までの規定その他規則で定める規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第十七条 計画担当介護支援専門員は、第十二条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

(運営規程)

第十八条 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の定員その他規則で定める施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第十八条の二 指定介護療養型医療施設の開設者は、感染症又は非常災害（震災、風水害、火災その他の災害をいう。次条及び第二十条において同じ。）の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の開設者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設の開設者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第十九条 指定介護療養型医療施設には、入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、非常災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第二十条 指定介護療養型医療施設の開設者は、非常災害に対処するため、消火器、非常口その他の必要な設備を設けるとともに、施設の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連携体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の開設者は、非常災害に備えるため、定期的避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定介護療養型医療施設の開設者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第二十一条 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の開設者は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(秘密保持等)

第二十二条 指定介護療養型医療施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又は入院患者の家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護療養型医療施設の開設者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又は入院患者の家族の秘密を漏らすことがないよ

う、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定介護療養型医療施設の開設者は、居宅介護支援事業者等に対し、入院患者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により当該入院患者の同意を得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第二十三条 指定介護療養型医療施設の開設者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護認定を受けている被保険者に当該指定介護療養型医療施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定介護療養型医療施設の開設者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護療養型医療施設からの退院患者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第二十四条 指定介護療養型医療施設の開設者は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者又は当該入院患者の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設の開設者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設の開設者は、提供した指定介護療養施設サービスに関し、旧法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じなければならない。

- 4 指定介護療養型医療施設の開設者は、市町村が入院患者からの苦情に関して調査を行う場合においては、当該調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

- 5 指定介護療養型医療施設の開設者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。

- 6 指定介護療養型医療施設の開設者は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（健康保険法等一部改正法附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十四条の規定による改正前の国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行う旧法第百七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 7 指定介護療養型医療施設の開設者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第二十五条 指定介護療養型医療施設の開設者は、事故の発生又は再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入院患者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定介護療養型医療施設の開設者は、前項の事故の状況及び事故に際して採っ

た処置を記録しなければならない。

- 4 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第二十五条の二 指定介護療養型医療施設の開設者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的
に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底
を図ること。

二 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備する
こと。

三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐
待の防止のための研修を定期的
に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(記録の整備)

第二十六条 指定介護療養型医療施設の開設者は、従業者、施設及び設備の構造並びに会計に関する記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する記録で規則で定めるものを整備し、当該入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供が完結した日から二年間保存しなければならない。

(その他運営に関する基準)

第二十七条 この条例に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

(電磁的記録等)

第二十八条 指定介護療養型医療施設の開設者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（規則で定める規定及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設の開設者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年十月二十四日三重県条例第八十八号）

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十二日三重県条例第四十三号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十二日三重県条例第五十四号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月二十三日三重県条例第二十二号）

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第二条第四項、第二十二條の二（新軽費老人ホーム基準条例附則第十七項及び附則第三十三項において準用する場合を含む。）、附則第六項及び附則第二十三項、第二条の規定による改正後の三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第二条第四項及び第二十一条、第三条の規定による改正後の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第二条第五項（新特別養護老人ホーム基準条例第三十二条において準用する場合を含む。）、第十九條の二（新特別養護老人ホーム基準条例第二十七條、第三十二条及び第三十六條において準用する場合を含む。）及び第二十二條第三項（新特別養護老人ホーム基準条例第三十六條において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第三条第三項及び第二十四條の二（新指定居宅サービス等基準条例第二十六條の三、第三十一条、第四十四條、第四十九條、第六十四條、第七十五條、第八十五條、第百條、第百三條、第百二十一條、第百三十三條、第百五十條（新指定居宅サービス等基準条例第百五十九條において準用する場合を含む。）、第百六十條の三、第百六十六條、第百七十九條（新指定居宅サービス等基準条例第百八十八條において準用する場合を含む。）、第二百二條、第二百十三條、第二百二十六條、第二百二十九條及び第二百三十九條において準用する場合を含む。）、第五条の規定による改正後の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第三条第四項、第二十四條の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第三十四條及び附則第十三項において準用する場合を含む。）及び第二十八條第三項、第六條の規定による改正後の三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第二条第四項、第二十四條の二（新介護老人保健施設基準条例第三十四條及び附則第十二項において準用する場合を含む。）及び第二十八條第三項、第七條の規定による改正後の三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。）第二条第四項及び第二十五條の二、第八條の規定による改正後の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第三条第三項及び第四十一條の八（新指定介護予防サービス等基準条例第四十八條、第六十二條、第七十二條、第八十二條、第百十四條、第百三十二條（新指定介護予防サービス等基準条例第百四十一條において準用する場合を含む

。)、第四百二十二条の三、第四百八条、第六十二条(新指定介護予防サービス等基準条例第七十一条において準用する場合を含む。)、第八十六条、第九十七条、第二百十条、第二百十三条及び第二百二十四条において準用する場合を含む。)並びに第九条の規定による改正後の三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)第二条第四項、第二十四条の二(新介護医療院基準条例第三十四条において準用する場合を含む。)及び第二十八条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第十七条の二(新軽費老人ホーム基準条例附則第十七項及び附則第三十三項において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準条例第十六条の二、新特別養護老人ホーム基準条例第十四条の二(新特別養護老人ホーム基準条例第二十七条、第三十二条及び第三十六条において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス等基準条例第十九条の二(新指定居宅サービス等基準条例第二十六条の三、第三十一条、第四十四条、第四十九条、第六十四条、第七十五条、第八十五条、第一百条、第一百三十一条、第二百一十一条、第二百三十三条、第二百五十条(新指定居宅サービス等基準条例第五十九条において準用する場合を含む。)、第六十条の三、第六十六条、第七十九条(新指定居宅サービス等基準条例第八十八条において準用する場合を含む。)、第二百二条、第二百十三条、第二百二十六条、第二百二十九条及び第二百三十九条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第十七条の二(新指定介護老人福祉施設基準条例第三十四条及び附則第十三項において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第十七条の二(新介護老人保健施設基準条例第三十四条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準条例第十八条の二、新指定介護予防サービス等基準条例第四十一条の二の二(新指定介護予防サービス等基準条例第四十八条、第六十二条、第七十二条、第八十二条、第一百四十一条、第二百三十二条(新指定介護予防サービス等基準条例第四十一条において準用する場合を含む。))、第四百二十二条の三、第四百八条、第六十二条(新指定介護予防サービス等基準条例第七十一条において準用する場合を含む。)、第八十六条、第九十七条、第二百十条、第二百十三条及び第二百二十四条において準用する場合を含む。)及び新介護医療院基準条例第十七条の二(新介護医療院基準条例第三十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第二十条第三項(新指定居宅サービス等基準条例第二十六条の三、第三十一条、第四十四条、第四十九条、第六十四条、第七十五条、第八十五条及び第二百三十九条において準用する場合を含む。)、第九十八条第二項(新指定居宅サービス等基準条例第一百三十一条、第二百一十一条、第二百五十条(新指定居宅サービス等基準条例第五十九条において準用する場合を含む。))、第六十条の三、第六十六条、第二百二条及び第二百十三条において準用する場合を含む。)、第一百三十一条第二項(新指定居宅サービス等基準条例第七十九条(新指定居宅

サービス等基準条例第百八十八条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び第二百二十四条第六項(新指定居宅サービス等基準条例第二百二十九条において準用する場合を含む。)並びに新指定介護予防サービス等基準条例第四十一条の三第三項(新指定介護予防サービス等基準条例第四十八条、第六十二条、第七十二条、第八十二条及び第二百二十四条において準用する場合を含む。)、第百十二条第二項(新指定介護予防サービス等基準条例第百七十一条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第百三十条の二第二項(新指定介護予防サービス等基準条例第百四十一条、第百四十二条の三、第百四十八条、第百八十六条及び第百九十七条において準用する場合を含む。)及び第二百八条第六項(新指定介護予防サービス等基準条例第二百十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。